

## 申請に対する処分

処分名	国民健康保険基準収入額適用の認定
根拠法令	国民健康保険法施行規則第24条の3
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険高齢受給者証の交付を受けている方で、前年度所得で一定以上所得者の判定を受けた人のうち、前年度収入額が一定に満たない人

申請の方法

「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出する。

認定の要件

当該世帯の国民健康保険に加入している70歳以上の高齢者の収入合計額が383万円（世帯内に該当者が2名以上いる場合は520万円）に満たないこと。

### 2 標準処理時間

1日

申請書提出の翌月から適用

（提出日が月の初日である場合はその月から適用される。）